



平成25年11月12日

(照会先)

リスク・コンプライアンス部

コンプライアンスグループ 長 大塚 郁夫

参事役 村瀬 智之

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

平成25年11月12日付で下記職員の制裁を行いましたので公表します。

1. 被処分者

前 函館年金事務所 お客様相談室 室長 (50代 女性)

(現 北海道事務センター 参事役)

2. 制裁内容

諭旨解雇

3. 制裁理由の概要

被処分者は、お客様からお預かりした年金請求書等の事務処理を遅延させていたが、その後、お客様から問い合わせがあったことから、コピー機を用いて年金証書^(注)を偽造し、当該お客様宛に送付した。

さらに、私費を用いて当該お客様の口座へ年金見込額相当の振込みを行っていた。

(注)「年金証書」は、国民年金法等による年金給付等を行うことを決定したことを証する書類。

※ 本事案は、被処分者が自らの利得のため若しくは他人の便宜を図るために行ったものではなく、また、これにより不正な給付が行われたわけではありませんが、当機構としましては、年金証書を偽造した行為を重く受け止め、本日、被処分者を公文書偽造容疑で告発しました。

ご迷惑をおかけしましたお客様及びその関係の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今後の捜査には全面的に協力してまいります。

以 上